

建設業影響で来月改正

県が調査基準価格と
判断基準額引き上げ

低価格入札

県は、県発注の公共工事で低価格入札が頻発し、建設業の全産業に占める倒産割合が高水準にあるなどとして、ダンピング防止を目的に設定している低価格入札の調査基準価格と判断基準額を、四月からそれぞれ引き上げる方針を決めた。二十一日に開いた県公共工事改革推進委員会(会長・西村亘副知事)で入札・契約制度の改正方針を説明した。

県技術管理課によると、判断基準価格は積算経費の一つである現場管理費の割合を現行の20%

から30%に拡大。適正に契約が履行できないと判断される判断基準額については、現行の「調査基準価格の3%から10%を下回る額」を「調査基準価格の3%を下回る額」に改める。

県土木建築部によると、同部では本年度一月末までに三百二十二件が低価格入札の調査基準価格を下回り、すでに昨年度一年間の二百八件を超えた。

県は昨年十二月の県議会で、低価格入札の頻発は建設業者の経営にも影響を与えるなどの指摘を受け、本年度完成した一千万円以上の工事五十件を対象に、工事の施工に

要する経費の内訳に関する緊急の調査を実施。今回の基準見直しを決めた。

改正後の判断基準額は道路改良工事の場合、予定価格が三千万円だと10%、6%、六千万円で5%、7%、一億円で3・0%それぞれ引き上げられるという。

今回の改正は緊急措置で、県は三月以降に低価格入札にかかわる調査を一年かけて実施し、二〇〇九年度をめどに抜本的な対応を検討する。

このほか、四月からは価格以外の要素も総合的に評価する総合評価入札制度を一般競争入札の工事すべてに原則として適

用。調査・設計などの業務委託について成績評定制度を試行的に導入する。談合防止や事務効率化を目指し二〇〇五年度から導入を始めた電子入札の対象を、すべての競争入札案件に拡大する。